

「三重県ひきこもり支援推進計画」（仮称）の策定方針（案）

令和3年5月31日
子ども・福祉部

1 計画策定の趣旨

ひきこもりについては、少子高齢化や核家族化など社会構造の変化や人々の価値観の多様化が背景にあり、また不登校、障がい、進学や就職の失敗、人間関係の悩み等さまざまな事情があると考えられ、いわゆる「8050問題[※]」に象徴されるように、その課題が複雑化・複合化、長期化している実態があります。

また、ひきこもり状態にある方やその家族は、地域のつながりが希薄化する中で、地域が持つ課題解決力に頼ることもできず、従来の高齢者、障がい者、子ども施策といった属性別の行政サービスでは対応が難しく、制度の狭間で社会から孤立していますが、その実態や支援ニーズの把握が十分に進んでいない状況にあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済活動への影響に伴い、ひきこもりがこれまで以上に深刻な課題に発展する可能性があります。

このような中で、令和2年6月の社会福祉法改正に伴い、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、アウトリーチ（訪問型）支援を含む断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設され（令和3年4月施行）、県内では5市町が実施しています。

本県としては、この機をとらえ、ひきこもり支援に特化した計画を策定し、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現に向けて、ひきこもり支援を総合的に推進していくこととします。

併せて、市町に対して、ひきこもり支援における課題解決手法が各種福祉施策の課題解決にも寄与することを周知していきます。

※8050問題：子どものひきこもりの状態が長期化して中高年となる一方、生活を支えてきた親も高齢化により収入が途絶えたり、病気や要介護状態になったりして家族が経済的に孤立・困窮する問題。象徴的な年代として「80代の老親と50代のひきこもりの子」を意味している。

2 計画の位置づけ

ひきこもりに係る複雑化、深刻化する課題を解決するためには、長期的な視点から対策を講じていく必要があります。そこで、新たな計画は、県内におけるひきこもりの実態把握等をふまえ、めざす社会像等を明確にし、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現に向けた先導役となることをめざします。

また、令和2年度からスタートした地域福祉分野の上位計画である「三重県地域福祉支援計画」の考え方を踏襲しながら、ひきこもり支援のための指針として位置付けます。

3 計画期間

令和4年度～令和6年度（3年間）

※終期は、「三重県地域福祉支援計画」と整合性を図ることとし、3年後に適宜見直しを行う。

4 基本的な考え方

（1）計画の支援対象者

おおむね15歳以上（中学校卒業後）程度で、ひきこもり状態にある者およびその家族であって、支援を必要とする方

<ひきこもりの定義>

- ① 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、**原則6か月以上にわたって自宅にとどまり続けている状態**の者。
- ② 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流はないが、時々買い物や趣味の用事など**他者と交わらない形で外出することがある**者。

【参考】厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」

様々な要因の結果として、**社会的参加**（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、**原則6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態**（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）を示す現象概念である。

なお、ひきこもりは、原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低い。

【参考】内閣府「若者の生活に関する調査」

「趣味の用事の時だけ外出する」「近所のコンビニなどには出かける」
「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」に該当する者で、その状態が6か月以上と回答した者。

ただし、

「自営業、自由業を含め、現在、何らかの仕事をしている者」

「身体的な病気がきっかけで現在の状態になった者」

「現在の状況を専業主婦・主夫、家事手伝いと回答したか、現在の状態になったきっかけを妊娠、介護・看護、出産・育児と回答した者のうち、最近6か月間に家族以外の人とよく会話した・時々会話した者」

に該当する者は対象としない。

(2) ひきこもりに係る現状と課題

県内におけるひきこもりに係る現状と課題について、令和2年度に実施した相談支援機関へのアンケート調査結果(※)等から、以下のとおり整理しました。※調査結果については、別添のとおり。

なお、本年度実施する民生委員・児童委員へのアンケート調査結果等についても反映していく予定です。

① 相談支援の充実・強化等

・ひきこもり当事者は、自ら相談に赴くことが難しく、福祉サービスにつながりにくい状況があることから、ひきこもり当事者やその家族が早期に支援につながるための相談支援のあり方や潜在的な当事者へのアプローチについて検討していく必要があります。

② 相談支援から社会参加等への段階的・継続的支援

・ひきこもり支援にあたっては、ひきこもり当事者やその家族の意向や状況に応じ、寄り添った支援が求められることから、相談、社会参加、就労等という段階的な支援とともに、相談支援から、安心して社会参加できる場の提供等への継続的な支援を行っていく必要があります。

③ 社会資源の活用と整備、それに基づく切れ目のない支援体制の整備

・ひきこもり支援に資する社会資源が十分整っていないことから、ひきこもり地域支援センターをはじめとする関係機関(国・県・市町・民間団体等)の役割・連携のあり方、当事者が安心して過ごせる新たな「居場所」づくりなどを検討していく必要があります。

・ひきこもり当事者やその家族に最も身近な支援機関である市町における支援体制の方向性や、先を急がない継続可能な支援などについて検討していく必要があります。

・ひきこもりの実態調査結果をもとに、地域特性をふまえた支援について、検討していく必要があります。

④ ひきこもりに関する理解促進

・地域社会におけるひきこもりに関する理解が進んでいないことから、県民の皆さんをはじめ、事業者、民間団体に対して、ひきこもりに関する理解の促進、普及啓発等を行っていく必要があります。

⑤ 人材育成の充実・強化

・ひきこもり支援を進めるにあたっては、アウトリーチ支援などの支援ニーズに対応するための人材が十分に確保されていないことから、求められる人材の育成や資質の向上など、量と質の充実・強化を図っていく必要があります。

⑥ ひきこもり状態にならない、または長期化させないための対応

・ひきこもり状態は、「不登校」から始まっているものや、「人間関係や職場での悩み」をきっかけにするものが少なくないことから、教育・医療・保健・福祉・雇用等の分野を超えた連携強化を図り、ひきこもり状態にならない、あるいは長期化させないための対策を講じていく必要があります。

⑦ 新型コロナウイルス感染症への対応

・新型コロナウイルス感染症の影響が収束しない中で、社会へ出る意欲を持ち始めていた方が、意欲減退し、支援が中断されることのないよう、対策を講じていく必要があります。

(3) 基本理念（めざす姿）

ひきこもりに係る課題は複雑化、深刻化していることから、ひきこもりという現象を抜本的に解消するためには、個別の事案の課題解決だけでなく、長期的な視点から、未来のあるべき社会の姿を俯瞰したうえで、社会全体として、継続的な支援策を打ち出していかなければなりません。

そこで、おおむね10年先を見据えた、将来のめざす社会像をイメージしたうえで、3年後の目標（めざす姿）をお示しすることとします。

① 将来のめざす社会像

「誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも“小休止”でき、希望をもって安心して暮らせる社会」

(主旨)

ひきこもり当事者を支援する際に不可欠な条件は、「安全・安心な環境」と「信頼・理解してくれる人の存在」です。

そこで、ひきこもり当事者をはじめ県民の皆さんが、さまざまな課題に直面してもいつでも安心して避難でき、そこからいつでもやり直せる、気軽に「小休止」できるような居場所・人など受け皿を増やしていくことで、当事者が、社会（他者）から「あなたはありのままでもいいよ」という共感を得て、社会とのつながりを取り戻すことのできる環境を、オール三重でつくっていこうという思いを込めました。

(候補案)

- ・「ひきこもっても大丈夫なあったかい社会」
- ・「ひきこもっても受け止めてくれる社会」
- ・「ひきこもりが“共感”され、一人ひとりが大切にされる社会」
- ・「いつでも他者に頼ってよい、お互いさまの社会」

② 3年後の目標（めざす姿）

「県民の皆さんのひきこもりに対する理解が深まり、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりが進むことで、個人・家族・社会の3つの領域の“つながり”の中で、当事者が明日への希望をもって生活しています。」

(主旨)

「ひきこもり状態は、つきつめると対人関係に問題があるとされ、個人・家族・社会の3つの領域で、何らかの悪循環が生じている（ひきこもりシステム）ため、3つの領域のシステムが相互に接し合って連動している状態にすることが必要である」とされています。（筑波大学 齋藤教授の考え方）

そこで、『ひきこもりは特別なことではない、誰にでもおこりうることである』という、県民の皆さんのひきこもりに対する理解を深めるとともに、当事者・家族・社会の領域相互に接点をつくり、「つながり」を取り戻して、当事者やその家族が明日への希望をもって自分らしい生活を送ることができるよう、当事者等に寄り添った切れ目のない支援体制をつくっていくという思いを込めました。

(候補案)

・県民の皆さんのひきこもりに対する理解が深まり、生きていく苦しみと喜びをともにしながら、ひきこもり当事者やその家族に寄り添い、一緒に歩んでいける支援体制づくりが進み、当事者が自分らしい生活に向けて行動しています。

※参考

○「三重県地域福祉支援計画」の基本理念
「みんな広く包み込む地域社会 三重」

○「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」
(施策 131 地域福祉の推進)

「地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、地域でさまざまな課題を抱える人が、社会から孤立することなく、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、誰一人取り残されることなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、一人ひとり個性や能力を発揮しながら、希望を持って日々自分らしく生活しています。」

(4) 施策展開にあたって重視すべき視点

① 「課題解決型支援」と「伴走型支援」の視点

ひきこもりに係る課題は、複雑化・複合化、長期化していることから、状況把握、相談支援、社会参加、就労支援という支援段階ごとの「課題解決型」の支援に加え、“つながり”を大切にする「伴走型」の継続的な支援を進めていく必要があります。

② 「アウトリーチ（訪問型）支援」の視点

ひきこもり当事者やその家族が相談窓口につながりにくい状況があることから、相談窓口での待ちの姿勢のみならず、当事者の意向に沿った「アウトリーチ（訪問型）支援」を重視していく必要があります。併せて、ひきこもり支援に係る情報が当事者に十分に周知されていないことから、「情報を届けるアウトリーチ」も進めていく必要があります。

③ ひきこもり状態にならない、長期化させない「予防」の視点

中高年のひきこもり当事者が多くみられ、ひきこもり状態の長期化が課題になっていることから、ひきこもり状態を早期に発見し、長期化させないという「予防」の視点を重視していく必要があります。

④ 「DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進」の視点

デジタル技術を活用することで、新たな“つながり”が生まれることにより、ひきこもりに係る複雑化、深刻化する課題が解消され、ひきこもり当事者が社会とつながる意欲をもち、よりよい生活を送れる環境づくりを進めていく必要があります。

⑤ 「専門的支援」と「側面支援」の視点

広域自治体としての県の役割をしっかりと意識し、福祉、保健等分野における「専門的支援」を重視するとともに、県民の皆さんに最も身近な支援機関である市町や関係団体が行う取組を「側面支援」していく必要があります。

5 今後の策定スケジュール

令和3年	5月末	推進委員会の設置
	6月～	民生委員・児童委員へのアンケート調査実施
	9月頃	推進委員会で調査結果報告、協議（骨子案）
		社会福祉審議会で説明（骨子案）
	10月	県議会常任委員会で説明（骨子案）
	11月頃	推進委員会で協議（中間案）
令和4年	12月	県議会常任委員会で説明（中間案）
		パブリックコメント実施
	1月頃	社会福祉審議会で説明（中間案）
	2月頃	推進委員会で協議（最終案）
	3月	県議会常任委員会で説明（最終案）
		計画の策定